

平成13年度 事業報告書

総括的概要

- 1 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法。以下「法」という。）が完全施行に移行してから2年目にあたる平成13年度において、当協会は特定事業者等から再商品化の委託を受け、全国1,726(前年度1,491)の保管施設を対象に入札選考作業を行い、特定分別基準適合物（無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、PETボトル、紙製及びプラスチック製容器包装）ごとに再商品化事業者を選定・委託し、再商品化を実施しました。
その結果、平成13年度の引取実績は前年度比でそれぞれ、ガラスびん全体で115.8%、PETボトルで135.6%、紙製容器包装で192.9%、プラスチック製容器包装で251.5%でした。また、再商品化製品の利用状況においても順調な伸びが見られました。
 - 2 再商品化事業の円滑実施に向け、業務システムの改善を行うとともに、当協会が委託するガラスびん、PETボトル、紙製及びプラスチック製容器包装の再生処理事業者を対象に、技術専門の機関に委嘱し、施設ガイドラインに基づき処理施設に対する現地調査を実施しました。
 - 3 平成12年度に引き続き、農林水産省の委託事業として特定事業者に関する台帳の整備を行うとともに、識別表示実施事業者に関する情報の整備を行いました。
 - 4 平成14年度の再商品化の実施に先立ち、当協会登録の再商品化事業者（ガラスびん140社、PETボトル60社、紙92社、プラスチック133社）を対象に、東京と大阪で入札説明会を開催しました。
 - 5 商工会議所、商工会に再商品化委託契約に関する業務の一部を委託し、平成14年度における特定事業者との再商品化委託契約の申込・受付業務を実施しました。
 - 6 シンポジウム、講演会、座談会等への講師派遣並びに新聞、テレビ、雑誌等を通じ、法の概要及び当協会の役割と業務内容の普及・啓発に努めました。
 - 7 経済産業省の委託事業により『容器包装リサイクル促進啓発・普及パンフレット』、紙及びプラスチック製容器包装に係る『識別表示義務に関する解説用パンフレット』、容器包装リサイクル法に係る『周知リーフレット』及び『啓発ビデオ』を作成し、事業者、自治体等に配布し、容器包装リサイクルの普及啓発に努めました。
 - 8 会報『再商品化ニュース』を発行し、賛助会員、特定事業者、市町村等に対し当協会事業の進捗状況等につき情報提供を行いました。また、当協会ホームページを通じ、効率的かつ多量な情報発信・普及啓発に努めました。
 - 9 主務5省との連絡を緊密にするとともに、内外のリサイクル関係諸機関との交流・協力の推進に努めました。
 - 10 PETボトルのリサイクル事情調査のため、米国を訪問、情報の収集に努めました。
 - 11 賛助会員31社。賛助会費を当協会会報『再商品化ニュース』発行費用に充当しました。
- 平成13年度事業の総括的概要は以上のとおりです。

1. 特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化の実施

(1) 平成13年度再商品化の実施

当協会では、再商品化業務規程に則り、下記の再商品化委託単価（主務大臣の認可）のもとに、特定事業者等から委託を受け、ガラスびん（無色、茶色、その他の色）、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化を実施しました。[単位：円/トン]

1) 再商品化委託単価

		委託単価	
		13年度	12年度
ガラスびん	無色	4,000	4,151
	茶色	7,700	7,682
	その他色	9,100	8,096
PETボトル		83,800	88,825
紙		58,600	58,636
プラスチック		105,000	105,000

2) 契約状況について

(a) 特定事業者からの受託状況

法に基づき再商品化の義務を負うガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装関連の特定事業者62,057社(12年度59,449社)から以下のとおり再商品化を受託しました。

		受託社数		受託予定量（トン）		受託予定金額（千円）	
		13年度	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度
ガラスびん	ガラスびん計	3,901	3,806	416,262	375,245	2,576,066	2,270,802
	無色	3,337	3,208	205,579	184,713	822,314	766,744
	茶色	1,798	1,722	116,760	92,992	899,053	714,368
	その他の色	1,552	1,548	93,923	97,540	854,699	789,690
PETボトル		1,088	962	196,256	96,584	16,446,217	8,579,153
紙		45,262	41,206	90,044	47,815	5,276,568	2,803,710
プラスチック		59,609	56,944	256,428	151,470	26,924,949	15,904,354

(b) 市町村負担分の受託（実績支払ベース）

再商品化の義務が免除されている小規模事業者分については、その処理費用は市町村の負担とされています。

以下は、当協会が再商品化業務契約を締結し、上記再商品化委託単価により再商品化を行なった市町村からの受託状況です。

	受託量実績（トン）		受託金額（千円）	
	13年度	12年度	13年度	12年度

ガラスびん	ガラスびん計	34,386	29,617	245,752	206,031
	無色	8,557	7,027	34,325	29,172
	茶色	17,082	14,578	131,709	111,993
	その他の色	8,747	8,012	79,718	64,866
PETボトル		1,211	889	117,502	87,537
紙		1,508	667	88,426	39,123
プラスチック		12,464	3,862	1,308,788	405,573

(c)市町村との契約状況及び保管施設

当協会との間でガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の分別基準適合物の引渡に関する業務実施覚書を締結した市町村及び保管施設は以下のとおりです。

	市町村数				保管施設数			
	契約		実績		契約		実績	
	13年度	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度
総数	2,441	2,129	2,354	2,086	1,726	1,491	1,686	1,445
ガラスびん	1,731	1,464	1,683	1,430	961	855	942	827
PETボトル	2,079	1,762	2,042	1,707	1,189	1,025	1,157	985
紙	148	112	131	83	105	81	88	61
プラスチック	732	493	673	435	463	326	285	427

	市町村からの引取量 (トン)				引取達成率 (%)	
	引取予定量 (a)		引取実績量 (b)		(b) ÷ (a)	
	13年度	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度
ガラスびん	412,197	353,806	325,344	280,878	78.9	79.4
無色	130,748	112,668	97,100	79,836	74.3	70.9
茶色	160,190	135,013	129,892	111,199	81.1	82.4
その他の色	121,259	106,125	98,352	89,843	81.1	84.7
PETボトル	149,740	72,787	131,027	96,652	87.5	132.8
紙	25,114	17,859	21,685	11,243	86.3	63.0
プラスチック (1+2)	236,444	106,418	168,681	67,080	71.3	63.0
1.プラスチック	233,312	104,165	167,694	66,421	71.9	63.8
材料	34,453	21,147	21,678	11,701	62.9	55.3
油化	22,373	10,907	18,059	7,453	80.7	68.3
高炉	73,808	43,993	58,596	34,403	79.4	78.2

コークス	83,908	22,899	57,502	11,199	68.5	48.9
ガス化	18,770	5,219	11,859	1,666	63.2	31.9
2.トレイ	3,132	2,253	987	657	31.5	29.1
材 料	2,880	2,220	887	642	30.8	28.9
油 化	252	33	100	15	39.7	45.5

(d)再生処理事業者の入札登録・落札状況

再商品化の入札を希望する再生処理事業者を官報公告することにより募集し、事業者登録を行いました。確定した登録事業者を対象に保管施設ごとにガラスびん（無色、茶色、その他の色）、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化の一般競争入札を行い、ガラスびん101社、PETボトル51社、紙22社及びプラスチック65社を選定し、再商品化実施契約を締結しました。入札登録・落札状況は以下のとおりです。（単位：社）

	登録申込		登録（確定）		落札	
	13年度	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度
ガラスびん	126	113	124	107	101	87
PETボトル	100	97	51	44	51	42
紙	223	501	177	406	22	21
プラスチック	143	150	112	101	65	41

なお、ガラスびんについては、再商品化製品（カレット）の販売につき利用事業者に対し競争入札を行った結果、ガラスびん用途13社、その他の用途79社の計92社が落札しました。

3)再商品化製品の利用状況（単位：トン）

ガラスびん

		13年度(92社)	12年度(80社)
計		304,764 (100.0%)	264,688 (100.0%)
内訳	ガラスびん製造用	180,083 (59.1%)	161,988 (61.2%)
	その他の用途 (舗装用骨材、タイル・ブロック、ガラス繊維等)	124,681 (40.9%)	102,700 (38.8%)

PETボトル

		13年度(延べ169社)	12年度(延べ184社)
計		94,912 (100.0%)	68,575 (100.0%)

内 訳	繊維 (ユニフォーム、カーペット 等)	48,696 (51.3%)	38,317 (55.9%)
	シート (卵パック、ブリスターパック 等)	37,510 (39.5%)	23,407 (34.1%)
	ボトル (洗剤等)	381 (0.4%)	326 (0.5%)
	成形品 (植木鉢等)	5,330 (5.6%)	3,802 (5.5%)
	その他 (結束バンド等)	3,032 (3.2%)	2,723 (4.0%)

紙製容器包装

		13年度(21社)	12年度(19社)
計		20,793 (100.0%)	10,230 (100.0%)
内 訳	製紙原料	15,301 (73.6%)	4,546 (44.4%)
	製紙原料以外の材料	1,196 (5.7%)	2,566 (25.1%)
	固形燃料	4,295 (20.7%)	3,118 (30.5%)

プラスチック製容器包装

		13年度(135社)	12年度(57社)
計		118,470 (100.0%)	43,830 (100.0%)
内 訳	1.プラスチック	117,598 (99.3%)	43,296 (98.8%)
	材料 (擬木、車止め等)	9,246 (7.9%)	4,882 (11.1%)
	油化	7,886 (6.7%)	3,348 (7.6%)
	高炉	42,306 (36.0%)	24,656 (56.3%)
	コークス	50,631 (43.0%)	9,771 (22.3%)
	ガス化	7,529 (6.4%)	638 (1.5%)
	2.トレイ	872 (0.7%)	533 (1.2%)
	材料 (日用雑貨品、トレイ等)	777 (0.7%)	520 (1.2%)
	油化	95 (-)	13 (-)

4)再商品化委託料金の精算

再商品化受託料金の精算については、特定分別基準適合物ごとに特定事業者からの再商品化予定受託料に対する再商品化実績費用を計算し、個々の特定事業者ごとに精算額を確定のうえ、過不足に応じて次年度の再商品化委託料金と加減し、精算します。

なお、平成13年度の再生処理事業者への支払い対象量（「販売量」＋「残さ」）は、ガラスびん322,821トン、PETボトル131,202トン、紙21,290トン、プラスチック168,015トンでした。

(2) 再商品化業務システムの改善

再商品化の義務の代行を効率的に行い、当協会の組織の合理化を図るため、市町村、特定事業者及び再商品化事業者に対する契約条件、契約書類等の内容

面での見直しを行うとともに、入札・契約業務、入金・支払業務等に関するシステムの改善に努めました。

(3) 設備審査の実施

当協会ではガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化事業者を入札・選定するにあたり、再生処理施設等が所要の水準にあるか否かを事前に審査することとしています。審査の実施に当たっては、その審査が合法的、かつ公正・透明性のあるものであることを確保するために、第三者の技術専門機関に委嘱し、再生処理施設等の施設ガイドライン等に基づき審査を実施しています。

平成13年度において、平成14年度再商品化対象登録申請事業者の中から、ガラスびんは36社36施設、PETボトルは50社59施設、紙は11社15施設、プラスチックは71社72施設に対し現地調査を行いました。

なお、紙の施設ガイドラインについては、平成13年4月～6月にかけて関係者・専門家による小委員会を設置（委員長：鍋島元玉川大学教授。オブザーバー：主務5省）し、実態調査・検討を行い、内容充実のための改訂を行いました。

また、プラスチックの施設ガイドラインについても、現行収率を実態に即した収率に見直すべく関係者・専門家による検討委員会を設置し、実態調査に着手しました。

(4) 指定保管施設における分別基準適合物の品質調査の実施

再商品化を円滑に実行するためには、各指定保管施設から引取る分別収集品が一定の品質基準を満たしていることが肝要なことから、PETボトル事業部では、平成12年度に引き続き、今後の分別収集品の品質向上のための情報共有化を図る目的で、引き取り・再生処理を行っている事業者の協力を得て、市町村の立会いを求め、分別収集品の品質実態調査を実施しました。

再商品化に支障をきたす可能性のあるもの（評価Dランク）の施設構成比が、前年の10.0%（トン数では18.3%）から9.6%（トン数16.3%）へと0.4%減少（トン数では2%減少）し、市町村の取り組みが向上しました。Dランクとなった103施設に対し改善計画の提出を求めました。住民への啓発活動、作業改善、減容機の導入計画、施設改善計画等の対応が挙げられており、今後の向上が期待されます。調査の結果については、関係市町村に報告し、協会ホームページに掲載し、公表しました。

プラスチック容器事業部では、平成14年度より保管施設におけるべールの品質調査（評価）を行うことを目的に、評価基準作成のため、当協会と引き取り契約を結んでいる一部市町村の協力を得て、予備調査を実施しました。

(5) 特定事業者関連情報整備等調査（委託事業）

農林水産省の委託事業として、平成12年度に実施した特定事業者等の情報を最新の商用事業者データベース（ダン・アンド・ブラッドストリート社の情報）や、当協会に申込を行った事業者等の情報により更新し、新たに特定事業者候補となる事業者について、事業者名、住所、電話番号、業種、資本金、従業員、売り上げ等の項目ごとに分類しました。また、平成12年度に実施した特定事業者等の情報をベースに、紙及びプラスチックに係る識別表示を実施して

いるかどうかについてアンケート調査を実施し、識別表示を行っているとは回答した識別表示事業者の情報を整備しました。

(6) 平成14年度再商品化への取り組み

平成13年度再商品化業務と並行して、平成14年度再商品化に向けた種々の準備作業を行いました。

(7) 商工会議所・商工会等への契約代行業務の委託

平成14年度における再商品化の実施にあたり、特定事業者との再商品化委託申込み及び再商品化委託契約に関する業務の一部（再商品化委託料金の収受は除く）を日本商工会議所・商工会議所及び商工会連合会・商工会へ委託しました。

2. 容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発

(1) 説明会等の開催

1) 平成13年度再商品化事業実施に関する説明会

平成13年度再商品化の実施にあたり、当協会と業務実施契約（覚書）を締結した市町村・一部事務組合及びそれぞれを管轄する都道府県を対象に、全国を5ブロックに分け、札幌、仙台、東京、大阪及び福岡で各1回説明会を開催しました。内容は「分別基準適合物の引き取り及び再商品化の概要」及び「平成13年度における分別基準適合物の引き渡しに関する具体的手続き等について」の説明と質疑応答でした。

2) 平成14年度再商品化に関する入札説明会

平成14年度の再商品化のために登録された事業者及び引取運搬事業者を対象に、市町村保管施設毎の再商品化の入札条件リスト（引取量等）を提示し、平成14年度のガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装に係る再商品化に関する入札説明会を開催しました。内容は、「入札の注意事項」、「選定方法及び選定結果の連絡方法」、「再商品化実施契約書」、「法令遵守について」、「入札書の記入要領」等についてでした。

3) 平成14年度再商品化事業者に対する説明会

再商品化事業者が14年度において再商品化を実施する際に必要となる「市町村からの引き取り方法」、「再商品化業務手続及び業務フロー」、「オンラインによる分別基準適合物の引き取り実績報告」、「再商品化実施契約の締結」、「法令遵守について」等について下記により説明会を開催しました。

4) その他

当協会役職員が各種シンポジウム、講演（講習）会、座談会等に参加し、容器包装リサイクル法の内容並びに当協会の役割及び業務内容等につき説明を行うとともに、新聞、テレビ、雑誌等のマスメディアを通じ、広く普及・啓発活動を展開しました。また、リサイクル関連の展示会、シンポジウム等5ヶ所に対し、当協

会の協賛・後援名義の使用を許可しました。また、年間約120にわたるメディアからの取材対応・問い合わせに対応し、容器包装リサイクル法及びその運用さらに協会活動への理解促進に努めました。

平成13年6月2日（土）～3日（日）の両日、環境省・東京都主催「エコライフフェア2001」にPETボトルリサイクル推進協議会、紙製容器包装リサイクル推進協議会及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会と共同参加（ガラスびんリサイクル促進協議会は単独出展）し、容器包装リサイクルのPRに努めました。

当協会に、コールセンター（電話相談窓口）が設置されています。その主な機能は、特定事業者からの再商品化委託申込受付業務を代行する商工会議所・商工会からの手続き面を中心とする質問に回答することであった。13年度後半からは、さらに特定事業者からの質問にも対応できるようにし、コールセンターに容器包装リサイクル法全般に係わる啓発普及機能を持たせることにしました。このため、これまで外部に設置していたコールセンターを平成13年11月下旬から協会内部に移設し、企画調査部の管理下に置きました。コールセンターには常時4人のコミュニケーター（専門相談員）を配置し、問い合わせが集中するピーク時には8人が対応できるよう体制を整備しました。協会内への移設により、各種問い合わせに対する回答のスピードアップと回答内容の質的向上が図られました。

一方、再商品化義務を履行していない事業者（所謂フリーライダー）が相当数いるのではないかという意見があります。特定事業者に義務を履行させる責任と権限は、法律上は国が有しており、当協会は特定事業者からの受託分を再商品化すればよいことになっています。しかしながら、フリーライダー対策は容器包装リサイクル法の制度維持にとり重要であり、義務を履行している事業者の利益にも合致することから、当協会は今後とも積極的に国に協力していくことにしています。

フリーライダー防止対策の一環として、当協会では、再商品化啓発普及パンフレット等の配布、容器包装リサイクル法講習会・説明会等への講師派遣といった通常の普及・啓発活動に加え、平成13年7月にホームページにおいて平成12年度の再商品化義務履行事業者名を公表しました。また、法人申告所得ランキングや各企業のホームページ等から業種別に上位にランクされている事業者3,988社の再商品化委託状況を調査し、国に対応を要請するとともに、委託していない事業者373社には、当協会から直接案内文書を送付して義務履行を促しました。

(2) パンフレット等の作成及び配布

当協会業務案内パンフレット和文3,000部・英文1,000部を作成し、関係者に配布しました。

経済産業省の委託事業として、前年度に引き続き容器包装リサイクル法への理解を深め、当協会への再商品化委託を促進するためのパンフレット（A4判24ページ）『活かそう、「資源」に。容器包装リサイクル法 平成14年度版』40万部及び電子媒体化（和文・英文ともに）を作成しました。主として事業者（団体）、自治体関係者を中心に配布しました。

また、同じく経済産業省の委託により、『「識別表示」義務に関する解説用パンフレット』50万部、『容器包装リサイクル法周知リーフレット』50万部及び容

器包装リサイクル促進用ビデオ『あなたの家でも、会社でも、リサイクルの環－容器包装リサイクル法－』1,000本を作成し、事業者（団体）、自治体等に配布し、容器包装リサイクルの促進啓発普及に努めました。

3. 容器包装廃棄物の再商品化に関する情報の収集及び提供

(1) 会報の発行

容器包装廃棄物の再商品化に関する情報提供を目的とする会報『再商品化ニュース』（A4判、2色、平均12頁、1万3千部発行）を4回（No.13～No.16）、「識別表示Q & A集」「再商品化実施状況年間まとめ」「プラスチックの再商品化手法の現状」「消費者のためのQ & A」等の特集を組み、発行し、当協会の賛助会員をはじめ、主務官庁、都道府県、市町村、再商品化委託料100万円以上の特定事業者、再商品化事業者、関係諸団体、有識者等に広く配布し、当協会事業の広報及び関係機関等との連携強化に努めました。

(2) ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>)の運用

容器包装リサイクル法関係者及び一般の方への情報提供の場として、前年度に引き続き当協会のホームページの内容の一層の充実化を図り、運営しました。平成13年度における利用は年間延べ約27万件で、月平均2万2千件を超えています。特に、公益法人として「情報公開」を強く求められる当協会の立場から、広くかつアクセスの容易な場としての媒体特性を活かして、財務関連また協会全般では、収支予算書、収支決算書、事業報告書、役員・評議員一覧等を含む「平成12年度事業報告概要」を、特定事業者関係では「平成12年度再商品化受託者リスト」を、再商品化事業関連では「再商品化製品利用状況」（月別実績報告）、市町村関連では「分別基準適合物引き取り進捗状況」、「PETボトル品質ランクリスト（関連全市町村名）」等を掲載するとともに、Q & Aコーナーでは計711件（約7割が特定事業者）の個別質問に対応するなど協会への信頼性醸成に努めました。

平成13年度におけるホームページ作成・更新状況は以下のとおりです。

	新規作成・更新内容
5月	「再商品化実績」掲載
6月	再商品化実績最新情報更新 「再商品化ニュース」13号掲載
7月	「紙製・プラスチック製容器包装の識別表示Q & A」追加掲載 「再商品化受託者リスト」掲載 再商品化実績最新情報更新 平成12年度再商品化の実施に関する事業報告概要掲載
8月	再商品化実績最新情報更新
9月	「寄附行為」「役員・評議員名簿」等掲載 再商品化実績最新情報更新

	「再商品化ニュース」14号掲載 平成13年度再商品化の実施に関する事業計画概要掲載
10月	再商品化実績最新情報更新 年間スケジュール掲載
11月	協会からのお知らせ更新 再商品化受託者リスト更新 再商品化実績最新情報更新
12月	協会からのお知らせ更新 再商品化受託者リスト更新
1月	「特定事業者判定チャート」掲載 「サイトマップ」掲載 再商品化受託者リスト更新 「再商品化ニュース」15号掲載 法令集更新
2月	再商品化受託者リスト更新 再商品化実績最新情報更新 協会からのお知らせ更新 年間スケジュール更新
3月	再商品化受託者リスト更新 再商品化実績最新情報更新

(太文字は13年度の新規作成を表します)

4. 容器包装廃棄物の再商品化に関する内外関係機関等との交流及び協力

(1) 国内関係機関との交流

再商品化事業を円滑に推進するため、主務5省庁（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）及び清掃事業において全人口の9割の市町村の声を集約する全国都市清掃会議と情報連絡会議を2週間に1回のペースで開催し、容器包装リサイクル法の解釈、運用面での課題に対する対応をはじめ、ガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化の進捗状況等の報告、再商品化実施に伴う当面の課題等につき具体的な協議を行いました。

また、本連絡会議において、紙容器事業部は、国の分別収集計画量と当協会の再商品化実績量との間に極めて大きな乖離があることから、平成15年度を始期とする国の第3期分別収集5ヶ年計画策定において乖離是正のための改善策を打ち出すよう提案・要望を行いました。

さらに、市町村との間で実施される再商品化に関する基本的事項を網羅した平成14年度における『「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要』を更新しました。

(2) 国際交流の推進

1 ドイツDSD社 (Duales System Deutschland GmbH)及びフランスのE E社 (Eco-Emballage) 等外国のリサイクル関係諸機関との国際交流の推進に努めました。

2 平成13年9月に、当協会役職員及びPETボトル事業委員会・分科会メンバー等計8名がPETボトルのリサイクル並びに利用状況を調査するため米国を訪問しました。米国では、収集されたPETボトルが有償で取引され経済ベースでリサイクルされていて、かつ飲料用ボトルへの利用も本格化していると伝えられていたので、日本における再商品化費用削減とボトルtoボトルリサイクルの実施のために参考となる情報を得ることが調査の目的でありました。調査は開始直後に起きた同時多発テロのため一部予定を全うできなかったが、代替施設の視察等合わせ実施しました。

今回の調査を通じ、圧縮・結束されたPETボトルが現に有償で販売されていることが確認できました。一方、デポジット制度やカーブサイドコレクション方式の普及が止まってPETボトルの増加に追いつかず、リサイクル率が逡減しつつあり、収集方法の打開が課題となっていました。大規模の再商品化（カーペット用9万トン処理）工場やメカニカルリサイクルの実施（URRC）等法制度によらないリサイクルの現場が調査できました。また、ヨーロッパの動向についても情報を得ることもできて、日本における今後のPETボトルのリサイクルの方向について示唆に富む視察でした。報告書を作成し、PETボトル事業委員会をはじめ関係方面に配布・報告しました。

3 海外の環境関係諸団体からの質問に対する回答等を通じて、容器包装リサイクル法の国際的普及・啓発に努めました。

5.その他

賛助会員の加入状況

当協会の目的に賛同し、啓発普及関連事業を中心に賛助会費の負担をお願いしている当協会の賛助会員は平成14年3月31日現在で31社（別添「賛助会員名簿」参照）でした。